

**「第1期 広尾町こども計画（案）」に
対するまちづくり意見公募の結果**

募 集 期 間	令和7年1月15日(水) ～ 2月4日(火)		
意 見 の 件 数	5件(1人)	意 見 の 受 取 方 法	郵送

No.	町民の意見の概要	該当箇所	町の考え方	原案の修正
1	保護者が仕事でなかなか帰宅できない場合に、企業型保育所を利用してもらい、保護者の負担を減らすべく、地域子ども・子育て支援事業の事業の項目に企業型保育所を追加すべき。 また、広尾町内で企業型保育所をやってくれる企業を公募するなどしてほしい。	P38 第3章 第2期事業 計画の評価 等 2 地域子ども・子育て支援事業	企業型保育所は企業の事業所内で従業員のために保育を行う事業です。 地域子ども・子育て支援事業については、「子ども・子育て支援法」により掲載する事業が定められており、企業型保育所に関する事項は含まれていません。この事業の計画への掲載はありませんが、保護者の就労に対する子育て支援は大変重要です。計画の策定にあたっては、アンケート調査によりニーズを把握し、放課後児童クラブや保育事業などの充実により支援することとしています。 企業型保育所については、保育士等の専門職の確保や採算性など、実施する企業にとって多くの課題がありますが、引き続き検討を進めていきます。(子育て支援室)	なし
2	令和6年度では要支援児童が小学生9名、中学生2名とともに増加している。 その原因は発達障がいの子が増えたためだと考えているが、特別支援学級の先生を増やし、発達障がい理解のある先生を増やしていくべき。	P74 第7章 こどもの貧 困対策計画 (2)要保護、 要支援児童 の状況	ここでいう要支援児童(支援が必要な児童)とは、虐待などにより保護者に監護させることが不適当で保護者の養育を支援することが特に必要であると認められる児童を指します。障がいを持つお子さんへの支援とは別の支援であることをご理解ください。(子育て支援室) なお、特別支援学級の教員定数は、障がい種別ごとの児童生徒数によって配置が定められています。教員ではありませんが、町では教員補助員(会計年度任用職員)を学校に配置して、特別支援学級に在籍する児童生徒等の学習支援を行っています。予算には限りがありますが、教員補助員については人材の確保に努	要保護児童 及び要支援 児童につい ての説明を 追加

No.	町民の意見の概要	該当箇所	町の考え方	原案の修正
			めていきたいと考えています。 また、教員の特別支援に関する理解については、特別支援教育に関する研修の積極的な受講と、特別支援教育に係る教育職員免許状の取得を奨励し、発達段階に応じた教育の充実を図ります。(教育委員会管理課)	
3	女性の育休率が80%を超えている一方、男性の育休率が明らかに低い。メディアでは、度々男性の育休が取り上げられているが、広尾町は男性の育休制度は行っているか。行っていないとすれば、この計画の中に取り入れてほしい。(役場職員でお子さんがいる世帯から積極的に行ってほしい。)	P22 第1章 計画の策定にあたって 4 アンケート調査結果 P71 第6章 子ども・子育て支援事業計画 7 子ども・子育て支援関連施策の推進 (4) 仕事と生活の調和の実現に向けた取組の推進 ②育児休業等制度の周知	アンケート調査によると本町の男性の育児休業取得率は、就学前児童保護者の父親で6.9%、小学生保護者の父親で2.8%と低い状況になっています。また、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」と答えた父親の割合も高くなっています。 役場における取得率は、令和5年度で20%と比較的高い状況となっていますが、町内の企業等にも働きかけ、男性が育児休業を取得しやすい職場環境をつくるよう、社会全体で機運の醸成を図ります。(子育て支援室)	なし
4	出産祝い金の拡充 第1子 100,000円 第2子 200,000円 第3子以降 1,000,000円に拡充すべき。	P82 第7章 こどもの貧困対策計画 5 具体的な取組 (4) 経済的支援の取組	出産祝い金については、令和6年4月に遡及して、第1、2子が50,000円から100,000円、第3子以降が100,000円から150,000円に拡充しました。ご提案の額とは異なりますが、他の子育て支援の施策と合わせて実施していきます。(子育て支援室児童係)	拡充後の金額に修正
5	広尾町こども計画であれば、子ども・子育て会議	P7 第1章 計画の策定	本計画の策定にあたっては、こども基本法により当事者であるこども本人から	なし

No.	町民の意見の概要	該当箇所	町の考え方	原案の修正
	の委員に小中学生や高校生の児童、生徒を無作為に選出し、子どもたちの生の意見を聞くべきではないか。（こどもを委員会の委員に入れる）	にあたって 6 計画の 策定体制 (1)子ども・ 子育て会議 の設置	直接意見を聴取することが義務付けられています。 こどもの年齢にもよりますが、会議の場において大人たちが集まる中でこどもが自らの意見を表明することは難しく、意見を聴取するためには工夫が必要です。検討の結果、会議ではなく、こどもたちが意見を表明しやすい環境を整えたうえで、町内の各学校で「こどもまちづくりワークショップ」を開催し、意見を聴取することとしました。 こどもたちからいただいた意見や提案のあった事業の一部については、本計画と上位計画である「第6次広尾町まちづくり推進総合計画」に基づき一体的に実施していきます。（子育て支援室）	